

## 「中部事務所ウェブサイトの改訂一経緯と工夫」

令和2年10月9日

### <改訂経緯>

公正取引委員会では、本局のウェブサイトを通じて情報発信を行うとともに、全国に7つある地方事務所でもそれぞれがウェブサイトを持ち、情報発信を行っています。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、社会全体でデジタル化が加速しており、中部事務所としても、こうした社会の変化に対応するため、ウェブサイトの構成や内容を抜本的に見直すことにしました。

### <従来のウェブサイトの問題点>

従来のウェブサイトについて改めて点検を行ったところ、問題点として次の3つのケースがあることが判明しました。

- ・①求める情報にたどりつけない（アクセスしにくい）。
- ・②掲載されている情報が古い（更新されていない）。
- ・③情報が不足している（必要な情報が掲載されていない）。

まず、①については、情報の一覧性に少なからず難点がありました。トップページには羅列された平成29年9月以降の個々の報道発表やお知らせだけが表示されていました。それにより、ウェブサイト内にどういった情報が掲載されているのかを示すカテゴリー（項目）にたどり着くためには、利用者にスクロールしてもらう必要がありました。

「中部事務所の概要」、「お知らせ」などいくつかのカテゴリーも設けていましたが、それらの名称は必ずしも全てが具体的かつ網羅的に含まれる情報を示すものにはなっていませんでした。このため、例えば、「お知らせ」には、「有識者との懇談会」とともに「講師派遣」、「下請法クイズ」等が掲載されていましたが、個別のイベント（有識者との懇談会等）に関心を持つ人であれば、どのカテゴリーを選べばいいのかが分かりにくいという状況でした。

次に、②については、個別のイベント等（有識者との懇談会等）に関し、開催実績の更新が十分に行われていませんでした。

そして、③については、講習会や独禁法教室等の案内情報が掲載されていない、外部からの相談対応時に御案内することができる資料が掲載されていない（独禁法（又は下請法）の規制概要、法令・ガイドライン、過去の違反事例、よくある質問など）といった問題がありました。

# 変更前

現在のページ > トップページ > 地方事務所 > 中部事務所



## 中部事務所

### トピックス

- お知らせ 名古屋消費生活フェア☆2019にブース出展しました
- お知らせ 令和元年度第2回下請法クイズの掲載について
- 講習会 「下請取引適正化推進月間」の実施について
- 講習会 令和元年度物流特殊指定等に係る講習会の実施について
- 報道発表 (令和2年1月28日)静岡県における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について
- 報道発表 (令和2年1月27日)岐阜市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について
- 報道発表 (令和2年1月24日)岐阜県揖斐郡池田町における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について
- 報道発表 (令和2年1月22日)静岡市における有識者との懇談会の開催について
- 報道発表 (令和2年1月20日)名古屋市立大学における「独占禁止法教室」の開催について
- 報道発表 (令和2年1月14日)静岡市における「中学生・高校生向け独占禁止法教室」の開催について
- 報道発表 (令和2年1月10日)名古屋市における有識者との懇談会の開催について
- 報道発表 (令和2年1月10日)浜松市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について
- 報道発表 (令和2年1月7日)三重県南牟婁郡御浜町における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について
- 報道発表 (令和元年12月26日)四日市大学における「独占禁止法教室」の開催について
- 報道発表 (令和元年12月17日)静岡県藤枝市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について
- 報道発表 (令和元年12月4日)静岡市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について
- 報道発表 (令和元年12月3日)静岡市における有識者との懇談会の開催について
- 報道発表 (令和元年12月2日)日本福祉大学における「独占禁止法教室」の開催について
- 報道発表 (令和元年11月11日)消費税の転嫁 ～よくある勘違いへの掲載について
- 報道発表 (令和元年10月2日)富山地区における有識者との懇談会及び講演会の開催について
- 報道発表 (令和元年9月27日)三友工業株式会社に対する勧告について
- 報道発表 (令和元年9月27日)愛知県における消費者セミナーの開催について
- 報道発表 (令和元年9月20日)株式会社中日新聞社に対する勧告について
- 報道発表 (令和元年6月20日)平成30年度における中部地区の景品表示法の運用状況等
- 報道発表 (令和元年6月20日)平成30年度における中部地区の消費税転嫁対策の取組について
- 報道発表 (令和元年6月20日)平成30年度における中部地区の下請法の運用状況等について
- 報道発表 (令和元年6月20日)平成30年度における中部地区の独占禁止法の運用状況等について
- 報道発表 (平成31年4月26日)株式会社BLIに対する景品表示法に基づく措置命令について
- 報道発表 (平成31年3月22日)テーラフ株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について
- 報道発表 (平成31年3月18日)富山県における「公正取引委員会よろず相談室」の定期開催について
- 報道発表 (平成31年3月18日)石川県における「公正取引委員会よろず相談室」の定期開催について
- 報道発表 (平成31年2月21日)株式会社柳安本店に対する勧告について
- 報道発表 (平成29年9月29日)テーラフ株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について
- 報道発表 (平成29年9月21日)株式会社カネエ工機事及び株式会社ワイストアに対する警告について
- 報道発表 (平成29年9月21日)株式会社カネエ工機事及び株式会社ワイストアに対する警告について

- 中部事務所の概要
- 相談・手続窓口(中部事務所)
- 報道発表資料(中部事務所)
- お知らせ
- 独占禁止法教室
- 消費者セミナー
- 採用情報
- 関連リンク

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission  
〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 電話 03-3581-5471(代表) ▶ご利用案内 ▶ホームページ・プライバシーポリシー  
Copyright © 2013 Japan Fair Trade Commission. All Rights Reserved.

# 変更後

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission  
ENHANCED BY Google

公正取引委員会について 報道発表・広報活動 相談・手続窓口 独占禁止法 下請法 CPRC (競争政策研究センター)

現在のページ > トップページ > 地方事務所 > 中部事務所



## 中部事務所

- 【来庁の方へ】公正取引委員会中部事務所への相談について
- 【希望者の方へ】令和2年度採用情報を更新しました!(令和2年8月27日更新)
- 【中部事務所デジタル化への取組 ～広報活動を中心にして～】を更新しました!(令和2年9月3日更新)

|                                   |                                       |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| 最近のトピックス、報道発表資料                   | 中部事務所との懇談会についてのお問い合わせ                 |
| 独禁法、下請法について知りたい(クイズ、各種パンフ、よくある質問) | 独禁法、下請法の講習会・講師派遣(富山県、石川県の事業者向け)よろず相談室 |
| これまでの独禁法、下請法違反事件について知りたい          | 学生向け「独禁法教室」～出前授業～                     |
| 独禁法、下請法について相談したい                  | 暮らしと独禁法「消費者セミナー」                      |
| 公取委が発信する情報をSNSで入手したい              | 公取委、中部事務所について知りたい・働きたい                |

下請法基礎講習会の御案内・申込(クリック)

### <改良した点，改良に当たって気を付けた点>

- ① については，利用者目線に立って，トップページに10個程度のカテゴリーを表示する（一覧性を持たせる）ことを大前提にして，分類の仕方を検討し，各カテゴリーの名称も利用者が分かりやすいように変更しました。
- ② については，各イベントの開催実績を確認し，情報を更新しました。
- ③ については，不足した資料を掲載するだけでなく，例えば，過去の違反事例については中部事務所管内の県別に掲載しました。また，採用情報についても中部事務所の業務概要や，先輩職員像についてイメージできる情報を新たに掲載するなど，ここでも，利用者目線に立って必要と思われる情報を追加しました。

### <中部事務所のオリジナル・コンテンツ>

中部事務所では，改訂したウェブサイトを使って，次の2つのことに取り組んでいます。

一つは，中部事務所の取組についての情報発信です。これまで実施したWEB会議等について，これらの概要や実施に際しての工夫を「中部事務所デジタル化への取組」として，8月から特集しています。

もう一つは，関係者のニーズに応える，あるいはニーズを掘り起こすという切り口・視点です。目玉コンテンツとして「デジタル下請法道場」を考案し，10月6日にその初級編を先行して開設しました。

「デジタル下請法道場」は，下請法に関するクイズを初級編（白帯）～上級編（黒帯）へと難易度に変化を付けてオンライン上で出題し，下請法の理解の深化・定着に役立ててもらえるコンテンツです。

初級編（白帯）は，下請法の基本的事項（リーフレット）についての問題

中級編（茶帯）は，相談や，指導が多い違反事例を基に作成した問題

上級編（黒帯）は，論点抽出，場合分け等を行ったうえで検討・回答することが必要となる難しい問題

をそれぞれ想定しています。

下請法の講習会（基礎講習会等）に参加していただいた方々にも，受講後のチェックテストとして，このコンテンツをお役立ていただければと思います。「デジタル下請法道場」は中部事務所のウェブサイトのトップページから，「独占禁止法・下請法について知りたい」というカテゴリーをクリックすると御覧いただけます。御関心を持っていただけましたら，社内の購買部門，法務部門の社員や，取引先，同業他社にも広めていただければ幸いです。